**「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定案**

資料２

| 現　行 | 改　定　案 | 改定の理由 |
| --- | --- | --- |
| 第１章 総論第１節～第３節　（略）第４節　事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順事業計画の策定に当たって、環境影響要因を幅広く捉えた上で、事業の実施場所、規模、施設計画、工事計画等それぞれの具体化の段階において、最新の知見を参考に環境配慮の視点から十分な検討を行い、その結果を計画に反映することにより、環境への影響を回避又は低減するよう努めるものとする。環境配慮は、実施しようとする事業の特性、地域特性を踏まえて、以下のとおり行うものとする。１　環境配慮を行う主体環境配慮を行う主体は、事業者とする。都市計画事業については、環境配慮を行う主体は、事業者とともに、土地利用、都市施設の整備等に関する計画を定める都市計画決定権者とする。２　環境配慮の対象とする項目計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮の対象とする項目（以下「環境配慮項目」という。）を、別表５に示す。別表５　環境配慮項目

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 環境配慮項目 |
| 基本的事項 | 周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化 |
| 循環 | 資源循環、水循環 |
| 生活環境 | 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、電波障害、都市景観 |
| 自然環境 | 気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合いの活動の場 |
| 歴史的・文化的環境 | 歴史的・文化的景観、文化財 |
| 環境負荷 | 温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土 |

３　環境配慮の方法(1) 調査の実施事業計画地及び周辺地域における環境の概況を把握するため、入手が可能な文献・資料により調査を行うものとする。また、それに加えて環境に重大な影響を及ぼすおそれがある項目については、必要に応じて「現地調査」を行うものとする。(2) 事業の実施場所、規模の検討事業の実施場所、規模を具体化する段階で、必要に応じて複数案を比較するなどして、環境保全に適正に配慮された事業計画となるよう検討するものとする。(3) 環境配慮事項の選定別表６に示す事業の種類の区分ごとに、別表７に示す計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮について検討すべき事項（以下「環境配慮事項」という。）の中から、事業特性、(1)の調査により把握した地域特性を踏まえて、環境配慮事項を選定するものとする。ただし、事業が一般的とは言えない特殊な内容を含む場合や特筆すべき地域特性を持つ場合などは、別表７の環境配慮事項の内容にとらわれず、特別に環境配慮すべき事項を設定するものとする。(4) 環境配慮の内容の検討選定又は設定した環境配慮事項について、施設計画、工事計画等を具体化する段階で、具体的な環境配慮の内容を検討し、その結果を計画に反映するものとする。(5) 方法書等への記載ア．事業の実施場所、規模を具体化する段階の複数案等事業計画策定に当たって比較した、環境への影響の回避又は低減の検討が可能である複数案（事業の実施場所、規模と一体的に検討した事項がある場合は、当該事項に係る内容を含む。）の内容、環境面から見た各案の長所・短所及び特に留意すべき環境影響の内容と対応方策を、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。他の施策の組み合わせ等により対象事業の目的を達成できる案を検討した場合は、その案も記載するものとする。なお、複数案を比較できなかった場合は、その理由を記載するものとする。イ．環境配慮の内容等計画に反映した環境配慮の内容及び計画の熟度に応じて検討しようとする環境配慮の内容は、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。また、それに加えて、別表７に環境配慮事項として示されているにも関わらず、環境配慮事項として選定しなかった項目について、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を、方法書、準備書及び評価書において明らかにするものとする。環境配慮の実施手順及び関係する図書の作成について図に示すと次のとおりである。別表６　事業の種類の区分（略）別表７　環境配慮事項１　基本的事項（略）２　循環（略）３　生活環境３－１～３－３（略）、３－４　（次頁）、３－５（略）４　自然環境（略）５　歴史的・文化的環境（略）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 環境配慮項目及び環境配慮事項 | 面整備 | 交通施設 | 供給処理施設 | 埋立事業 | 建築物 | 港湾計画 |
| ３－４　日照阻害、電波障害 |  |  |  |  |  |  |
|  | 建物・構造物の配置・形状については、日照阻害、電波障害に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。 | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |

第２章　調査、予測、評価及び事後調査の方法　（略）第３章　環境影響評価方法書等の作成　（略）附則　（略） | 第１章 総論第１節～第３節　（略）第４節　事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順事業計画の策定に当たって、環境影響要因を幅広く捉えた上で、事業の実施場所、規模、施設計画、工事計画等それぞれの具体化の段階において、最新の知見を参考に環境配慮の視点から十分な検討を行い、その結果を計画に反映することにより、環境への影響を回避又は低減するよう努めるものとする。環境配慮は、実施しようとする事業の特性、地域特性を踏まえて、以下のとおり行うものとする。１　環境配慮を行う主体環境配慮を行う主体は、事業者とする。都市計画事業については、環境配慮を行う主体は、事業者とともに、土地利用、都市施設の整備等に関する計画を定める都市計画決定権者とする。２　環境配慮の対象とする項目計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮の対象とする項目（以下「環境配慮項目」という。）を、別表５に示す。別表５　環境配慮項目

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 環境配慮項目 |
| 基本的事項 | 周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化 |
| 循環 | 資源循環、水循環 |
| 生活環境 | 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、電波障害**、反射光**、都市景観 |
| 自然環境 | 気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合いの活動の場 |
| 歴史的・文化的環境 | 歴史的・文化的景観、文化財 |
| 環境負荷 | 温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土 |

３　環境配慮の方法(1) 調査の実施事業計画地及び周辺地域における環境の概況を把握するため、入手が可能な文献・資料により調査を行うものとする。また、それに加えて環境に重大な影響を及ぼすおそれがある項目については、必要に応じて「現地調査」を行うものとする。(2) 事業の実施場所、規模の検討事業の実施場所、規模を具体化する段階で、必要に応じて複数案を比較するなどして、環境保全に適正に配慮された事業計画となるよう検討するものとする。(3) 環境配慮事項の選定別表６に示す事業の種類の区分ごとに、別表７に示す計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮について検討すべき事項（以下「環境配慮事項」という。）の中から、事業特性、(1)の調査により把握した地域特性を踏まえて、環境配慮事項を選定するものとする。ただし、事業が一般的とは言えない特殊な内容を含む場合や特筆すべき地域特性を持つ場合などは、別表７の環境配慮事項の内容にとらわれず、特別に環境配慮すべき事項を設定するものとする。(4) 環境配慮の内容の検討選定又は設定した環境配慮事項について、施設計画、工事計画等を具体化する段階で、具体的な環境配慮の内容を検討し、その結果を計画に反映するものとする。(5) 方法書等への記載ア．事業の実施場所、規模を具体化する段階の複数案等事業計画策定に当たって比較した、環境への影響の回避又は低減の検討が可能である複数案（事業の実施場所、規模と一体的に検討した事項がある場合は、当該事項に係る内容を含む。）の内容、環境面から見た各案の長所・短所及び特に留意すべき環境影響の内容と対応方策を、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。他の施策の組み合わせ等により対象事業の目的を達成できる案を検討した場合は、その案も記載するものとする。なお、複数案を比較できなかった場合は、その理由を記載するものとする。イ．環境配慮の内容等計画に反映した環境配慮の内容及び計画の熟度に応じて検討しようとする環境配慮の内容は、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。また、それに加えて、別表７に環境配慮事項として示されているにも関わらず、環境配慮事項として選定しなかった項目について、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を、方法書、準備書及び評価書において明らかにするものとする。環境配慮の実施手順及び関係する図書の作成について図に示すと次のとおりである。別表６　事業の種類の区分（略）別表７　環境配慮事項１　基本的事項（略）２　循環（略）３　生活環境３－１～３－３（略）、３－４　（次頁）、３－５（略）４　自然環境（略）５　歴史的・文化的環境（略）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 環境配慮項目及び環境配慮事項 | 面整備 | 交通施設 | 供給処理施設 | 埋立事業 | 建築物 | 港湾計画 |
| ３－４　日照阻害、電波障害**、反射光** |  |  |  |  |  |  |
|  | 建物・構造物の配置・形状**等**については、日照阻害、電波障害**、反射光**に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。 | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |

第２章　調査、予測、評価及び事後調査の方法　（略）第３章　環境影響評価方法書等の作成　（略）附則　（略） | （背景）○平成29年３月に資源エネルギー庁が「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」を策定※設計・施工に係る周辺環境への配慮　・発電設備の稼働音等（騒音等）　・発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波による電波障害　・電池モジュールからの**反射光**上記のうち**反射光**については、これまで大規模な建築物の事業においても、外壁面の形状を工夫する等により、周辺への影響を軽減するよう配慮している事例あり↓（理由）○アセス条例では、太陽光発電の設置の事業は、面開発の一種として対象となり得るものであり、また、大規模な建築物についても対象としていることから、技術指針に新たに**反射光**に関する環境保全措置を位置づけ、適切な環境配慮を促すことが重要と考えるため。 |